

平成18年度第2回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日時：平成18年9月12日（火曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成18年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成18年9月12日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員
濃沼 信夫 委員 小林 豊弘 委員 林 一成 委員 水原 克敏 委員

司 会 ただいまから、平成18年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、小林企画部長よりあいさつを申し上げます。

小 林 本日は、各委員におかれましては大変ご多忙の中、本会議に出席を賜りまして誠に
企 画 部 長 ありがとうございます。

6月23日に第1回部会を開催いたしまして、県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」を資料として諮問いたしましたところであります。

その後、7月、8月、2ヶ月にわたりまして、五つの分科会に分かれて各分科会を3回から4回開催をしていただきまして、大変熱心なご審議をいただいたわけでございます。各分科会の場におきましては、答申案に関係する事項以外につきましても県の担当課に対して専門的な視点や、あるいは県民の立場からということでもさまざまなご意見、ご質問をいただいたというふうに聞いております。これらにつきましては、個別の政策上の問題点や事業の方向性などを再認識する貴重な機会になったのではないかとこのように思っております。また、この審議の中で委員からいただいたご意見につきましては、今後の県事業の見直し、あるいは企画立案等に反映をさせて参りたいというふうに考えてございます。

本日は次第にございますように、各分科会の審議結果を報告いただきまして、答申案についてのご審議をお願いしたいというふうに思っております。答申案がまとまった段階で知事に答申をしていただき、その後この答申を受けて県で対応方針を作成するという事になっております。次回、第3回のこの部会では、県の対応方針を含めた評価書について報告する予定にしております。

大変限られた時間の中ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

司 会 本日は、関田部会長を初め、8名の委員にご出席いただいております、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、安藤委員、山本委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

ここで、お手元のマイクの使用方法についてご説明申し上げます。

ご発言の際には、マイク右下のスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しください。ご発言が終わりましたら、スイッチをオフにしてください。ご面倒をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

規定によりまして、進行は関田部会長にお願いいたします。

関田部会長 今日、皆様、大変お忙しいところ、この部会にご出席いただきありがとうございます。

今日は、この政策評価部会の各分科会の報告も含めて答申案をまとめるという会議でございます。振り返ってみますと、この政策評価を始めたころには全国的にもこういう仕組みを持っている県がほとんどありませんで、当初はそういうモデルもなく、自ら開発するというような活動、努力を県並びに部会の委員の方々に担当していただいたわけでございますけれども、今考えてみますとこういう政策評価というのは当たり前で、むしろやらないと限られた財源を有効に活用できないというのが世の中でも強く認識されてきたと思います。しかし、この政策評価の評価体系というのはなかなか複雑で、いろんな角度から議論をしなければいけないという性質を持っていますので、まだまだ議論しなければいけない課題がたくさんございます。そういったものが今回の各分科会からの報告にも出されていると思いますが、しかしこれも順次積み立てながら議論を重ねることによって解決の方向に向かうのではないかと思います。そういうことで今回も十分な答申案としての意味もあると思いますけれども、なおさらなる議論を活発に行っていただきたいと思っております。

それでは、これから議事に入りますが、最初に議事録署名委員を指名したいと思います。

前回の第1回政策評価部会では、小林委員、林委員にお願いをいたしました。名簿順でございますが、今回は水原委員、山本委員のお二人にお願いしたいと思ったわけですが、本日山本委員がご欠席でございますので、長谷川副部会長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)では、そういうことでよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、当部会の決定に従いまして当会議は公開となっております。傍聴の皆様には、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようご配慮をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

まず、次第の3の報告につきまして、これは県民意見の聴取でございますけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

末長 資料は右側に報告資料とある2枚の資料になります。

行政評価室長 平成18年度県民意見の提出状況についてというところで、県民意見の募集につきましては6月16日から7月21日までの36日間、方法につきましては郵便、ファクシミリ、電子メールで受付しました。関連情報の提供方法につきましては、インターネットの県のホームページ、行政評価室のホームページ上で意見を求めたと。それから県政情報センター及び県政情報コーナーでの公表、それから県議会図書室での公表、そのほか、マスコミ等で周知したところでございます。

この結果、県民意見につきましては、この制度は平成14年に始まりまして今まで意見は1件もありませんでしたが、今回初めて1件提出があったということでございます。

意見の内容につきましては、2ページ、3ページに記載しています。

内容的には、大きなくりとすれば四つほどあったというところで、まず一つが「評価の資料が膨大であり驚いた。これを全部読みこなして意見を述べることは難しい」と。

それで、県民意見につきましては、県の見解を整理しまして当部会の方に報告するという取り決めになっていきますので、あわせて県の見解についてもちょっとご説明したいと思います。

「宮城県総合計画第 期実施計画（以下、「実施計画」という）で定めている36政策、213施策のうち、評価の対象としている30の政策、105の施策それぞれについて評価を行っています。そのため、評価資料が大量になっております」と。この大量の部分については、要は評価の基本票、シートがものすごいボリュームになっているというところでございます。「評価全体を概括的にご覧いただくため、政策評価・施策評価基本票の要旨（評価の概要）を作成しております。この要旨を参考にしながら、関連する施策などを読んでいただくとより効率的に評価の内容をご覧いただくことができます。なお、今後とも見やすい資料となるよう努めてまいります」というところでございます。

それから、二つ目ですけれども、「政策評価指標が設定されていない施策があるのはなぜか。評価するとは、評価の基準や指標が当然設けられていなければならない。数値化することが難しいならば、指標に置きかえることができるのではないか。県民満足度調査の結果で県民の優先度が1位や2位の施策であるにもかかわらず、政策評価指標が設定されていないものが数多くあり、おかしいのではないか」。

それから、「国家的重要課題である少子化対策、環境保全対策、男女共同参画社会の実現、民意を活用した地域づくりの推進などにおいて、評価がなされていない項目が多いのはいかなるものか。至急、これまでの活動に対して評価がなされるべきである」と。

これらにつきましては、「実施計画で定めている施策の中には、政策評価指標を設定することが難しい施策もあります。そのため、政策評価指標を設定している「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」などの30の政策について評価を実施しております。なお、政策評価指標については毎年度見直しを行っていますが、今後とも可能なものについて政策評価指標の設定に努めてまいります」と。

次、「適切」「おおむね適切」「課題有」などの評価区分の表現の意味は何か。何をもち「適切」とするのか評価基準が欲しい。意見を述べるには、誰もが容易に理解できる内容でなければならないので、例えば、仮に配点で評価した場合、「10点とはこんなレベルの達成度を表します」とのような一般県民が生活実感の中から評価できる指標があれば理解が進むと思う」というご意見です。

これにつきましては、「政策評価・施策評価では、県民満足度や政策評価指標等から見た施策や事業の設定の妥当性、有効性、効率性等の各項目について評価を行った上で、これらを総合的に判定し、「適切」「おおむね適切」「課題有」と評価しています。誰もが容易に理解できる内容とすべきとのご指摘に対しては、今後とも検討してまいります」と。

それから、「政策や施策の中で、重点的に評価して欲しい施策は何か（言い換え

ると、重点的に取り組んだ施策は何か)などのメリハリも必要ではないか」。

これにつきましては、「県は上述の実施計画で、平成15年度から平成17年度までに重点的に取り組むべき36の政策と213の施策をとりまとめております。そのうち、政策評価指標が設定できる30の政策、105の施策について評価を行っていますが、今後ともの確な評価に努めてまいります」というのが、県の見解でございます。

県民の意見につきましては以上でございます。これで報告を終わります。

関田部会長 ありがとうございました。

政策評価・施策評価についての県民意見の提出に関してのご説明でございましたけれども、今までこのような複雑な評価ということで県民からのご意見はなかったようでございますけれども、今回こういうご指摘がございました。これについて、委員の方から何かご意見等についてありましたらお願いいたします。

ご意見自体はまことにそのとおりのような内容でございます。私どもが日常委員会の中で議論している内容に非常に近いものでございますけれども。例えば、適切さについていったいどういう基準で「適切」とか「おおむね妥当」とかと言っているのかと。まさにそういうところがございまして、ただ非常に多くの情報を処理しながら評価を進めるという点では、あまり単純化できないということもありますので、どなたか委員の方、よろしゅうございますか。あるいは、県の回答について、これでよろしいのか。一応ごもっともなご意見というところで、私どももこういう意見について十分配慮しながら進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、4の議事に移りたいと思っております。

議事の(1)でございますけれども、各分科会の審議結果につきまして、これまでの経過及び本日の議事の進め方、これらについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

末 長 資料は右上に参考資料とある1枚のペーパーですけれども、平成18年度政策評価部会各分科会の審議経過及び予定、このペーパーになります。

経過につきましては、先ほど部長のあいさつの中にもありましたけれども、第1回部会を6月23日開催しまして、分科会の進め方についてご審議いただきました。そのスケジュールにのっとりまして、第1回分科会以降五つの分科会に分かれてまして、分科会によっては調査審議した政策・施策数が多いということもありまして、当初3回の予定が第4回まで開催していただいた分科会もございまして。というところで、7月7日から都合8月24日まで約2ヶ月間に、猛暑の中長時間ご審議いただきました。大変ありがとうございました。

本日ににつきましては、これ以降、各分科会の審議結果について、それから答申案についてご審議いただくわけでございます。それでまず最初に、議事の(1)、審議資料1に基づきまして各分科会ごとに審議結果をご報告いただくということになります。それから議事の(2)につきましては、審議資料2に基づき、分科会報告を踏まえ答申案の内容についてご審議をいただくということになります。審議の後で、この答申案につきまして委員の皆様のご了解をいただきたいと考えております。本日の部会でなお調整を要する部分が残った場合につきましては、今後の対応方法

も含めて本日ご決定いただきたいというふうに思います。

それから、今後の予定につきましては、本日ご審議いただく答申案等につきましてご理解いただいたという前提で、10月上旬に部会長の方から知事の方にご答申いただきたいというふうに考えております。答申を受けまして、県では行政評価条例第10条第1項の規定に基づき、答申に対する県の対応方針とその方針を踏まえた最終評価結果を記載した評価書を作成するという予定になっております。この評価書につきましては、11月に開催を予定しております第3回の本部会で報告をさせていただきますという予定にしております。

本日の予定等については以上でございます。

関田部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の方からご説明がございました本日の審議の進め方、議事の進め方でございますけれども、このような形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしゅうございますか。それでは、ただいま説明がございましたとおりに進めていきたいと思っております。

（1）各分科会の審議結果につきましてご審議をいただきたいと思っております。この分科会の審議結果については、コーディネーターの委員の方から、順に約6分程度でご説明、ご報告をいただきたいと思っております。

資料は、お手元にごございます審議資料1という中に入っております。「平成18年度政策評価部会分科会審議結果報告書」でございます。非常に活発なご議論をいただいてまとめられた審議の結果でございます。特に県の評価で問題、課題があるとされた点を中心にご報告いただければと思っております。なお、適宜、審議資料2の「答申案」の方も参照しながらご検討いただきたいと思っております。

まず初めに、福祉分科会での審議結果につきまして、コーディネーターの濃沼委員からご報告をお願いいたします。以下、順にご報告いただきます。それでは、よろしく申し上げます。

濃沼委員 それでは、福祉分科会につきましてご報告を申し上げます。

私どもは5つの政策と16の施策を評価しましたが、全体の分科会の議論を通じて総括的なお話ですが、3点ほど申し上げたいと思っております。

第1点は、繰り返し言われていることですが、評価指標の改善です。評価の物差しにするという趣旨から、これが適切でないと評価もそれにつられてしまいます。ですから、評価指標の改善をぜひやっていただきたい。来年は出されてきた評価指標が評価をする上でそれなりにふさわしいと各委員が感じられるようなものにするために、指標は一つではなくて複数でも結構です。

私自身は、最後の分科会にその話題を議論する場をつくっていただきたいと思っていました。しかし、県全体が県の総合計画等がこれから策定されるという時期であり、それとの整合性もあるのでその指標については少し先送りがよろしいのではないかということもございました。タイミングはともかくもぜひやっていただきたい事柄です。これは来年までに、同じことが毎回言われることがないようにしていただきたいということです。

第2は、今回私どもが評価したのは過去に評価したものも結構ございます。5つの政策のうち3つは過去に評価をしたものですが、時間的にはあまりたっていない

ということもあるのかもしれませんが、過去と同じことが指摘されることが結構あるように感じました。したがって、過去指摘されたことはやはり重点的に取り組んでいただいているということだと思いますので、同じことが指摘されることがないように取り組みをお願いしたい。簡単には改善しないこともあるかと思いますが、やはり私どもが過去指摘したことが改善されていないと、とてもがっかりします。同じことが指摘されることがないように重点的に取り組みをお願いします。

第3は、担当課がまたがる場合の施策あるいは政策についてです。連係プレーがもう少し取れていたら政策展開がうまく進むのではないかなと感じることがたくさんございました。なかなか難しいと思うのですが。政策評価の中でいくつかの担当課がくくられる形で出てきたものですから、これを機に縦割りの弊害がないような施策の進め方をぜひしていただきたいと思います。それから、評価の手法で、同じ政策の中で政策のくくりがあまり適切でないものが幾つかございます。

例えば、この審議資料の1ページ目に、分科会審議結果一覧表がございます。福祉分科会のところを見て下さい。最初の政策2の中に3番目の施策に「救急医療体制の充実」がございます。上の方の政策2の施策3というのが「救急医療体制の充実」ですが、これと少し下の方の6の「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」の中に1として「救急搬送体制の整備」がございます。これは政策が違うので別々のところで施策を議論しました。しかし、救急は搬送して、そして到着した病院で医療が行われるという一連のものですから、政策を区別して議論するというのは非常にやりにくい。施策自体も全体としてうまく連携をとって進めていただくということが大事だと思います。ですから、こういう政策のくくりがやや不合理なものは、次回以降見直していただけるとありがたい。

3点ほど総括的なお話をいたしました。個別のお話をいたしますと、16の施策のうち3という比較的lowな評価であったものだけを申し上げます。6施策ございます。

先ほど申し上げた救急に関しては、これは本県積年の課題であったように思いますが、まだまだ全国的に見ますと改善が十分になされていないところで、前回、前々回等でも指摘されたのと同じことが指摘になっております。

それから、政策2の中で「医療・保健を担う人材の養成・確保」という、これも今、社会的な大問題になっております。特に医師の確保、看護師の確保というところが、さまざま政策はつくられつつあるのですが、実際にそれによって何が変わったかということはまだ見えておりません。幾つかあるメニューを将来的にはどうなったのかを見ていきたいと思います。いろいろ施策を立てていることは事実ですが、その実効性についてどうなるかということがございました。

なお、政策5のところで「地域リハビリテーションサービスの提供」、これも3という評価でございました。これは本県のリハビリテーションについて、やはり総合的な対策、これからの高齢化社会に向けてリハビリテーション対策というのがもっと強化されなければなりません。そのための対策というのが必ずしも進んでいないということが議論されました。

そのほか、新たに今まで評価の対象になってこなかった項目というのが、政策4の「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」、それと24番目の政策の「男女共同参画社会の実現と全ての人参加できる社会の形成」。この二つの政策はこれまで評価の対象になっていなかったのですが、最初

のバリアフリーとユニバーサルデザインについては比較的高い評価でございました。

一方、男女共同参画社会の実現ということについてです。例えば審議会の委員の女性の比率を高めることが指標になっています。少しずつ女性の比率が高くなっています。ただこれだけで本当に本県での共同参画が進んでいるかとは言い切れません。審議会委員は県が指名するものだからそれは県の意向でいかようでもなる可能性があります。一般的にはそれほど共同参画に向けた変化はないのではないかという指摘がございました。もう少し実態がわかるような指標を考えていくべきではないでしょうかという指摘です。それから、政策が「男女共同参画社会の実現と全ての人」といいますが、その全てというのが高齢者であったり子供であったり、非常にまちまちなものが一つにくくられているものですから、何を見ているのかよくわからないという指摘もございました。したがって、ここの評価は比較的低い評価になっております。

以上、福祉分科会についてご報告いたしました。

関田部会長 ありがとうございました。ご意見等は後でまとめてご議論いただきたいと思えます。

それでは、環境分科会の長谷川委員から報告をお願いいたします。

長谷川委員 私は環境分科会の方ですけれども、実際にそこで審議しましたのは11ページにありますように全体で4政策と11施策であります。先ほど濃沼委員が最初に三つぐらいの問題点を指摘したんですけれども、私も全体の中にもそれぞれありますので、それを最初にご説明してから後の細かな話をしたいと思うんですけれども、一つは、環境関係ですので、県の関与がどの程度あるかという程度の問題が議論になったんですね。ということは、県自身で事業をする場合と、それから市町村がする場合、それから民間とか事業者がするわけですから、そういう中で評価したときに、よくいっていただければいいんですけれども悪くなったとき、あるいはうまくいっていないときに、じゃあどういうふうな県の責任があるか。それが指標に結びつくものですから、やはりそういう点では判定というか、ちょっと困難がありました。

それから、もう一つは、事前評価を十分県はしているのだろうかということですね。環境のいろいろなものに対して県自身の事業の中でやったら評価できるんですけれども、民間の方にそういう資金を提供したときにその資金が十分活用されているのか、その評価が環境のどういったふうな改善につながっているかというふうなものがよく見えてこないことがあるんですね。ですから、そういう点で指摘しているんですが、なかなかうまい回答が得られなかったということがあります。

それからもう一つは、最後になりますけれども、満足度調査を行った結果、県民からかなり要望の強いようなことが実は評価されていないということが話題になりまして、じゃあこれもしていかなきゃならないんですけれども、実はその問題というのは指標のとりにくいテーマだったりするんですね。ですから、それはこれからの問題なんですけれども、それが実は全体を評価するときもある程度評価して、評価とすれば厳しい判定になったということがありますので、そういうこともお考えいただいて全体の評価を見ていただきたいと思えます。

それで、最初の方からいきますと、8番目の「地球環境の保全」の問題ですけれ

ども、これはいろいろ問題があるということですがけれども、実際には指標からいってもかなりそれぞれうまくいっているものですからあまり問題がありませんでした。特に、実際に出てきた「地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減」のときには、昨年私たちが、ここで使っているデータというのが数年前のものでデータが古いという指摘をしたんですけれども、行政の方ではできるもの、ここに書いてある電力消費とか既に入手し、可能なものについてはその可能なもので評価してきたということで、かなり改善が認められてきておりました。そういう点では県の努力に感謝しております。

それから、「新エネルギー」につきましても、どちらかというと今までに比べるとかなり具体的になってきまして、自然バイオのエネルギーを使っているとか、それから太陽光発電ということでやっておりますけれども、ただ実際には経済的な問題がありますのでまだ課題があるんですけれども、かなり積極的に取り組んでいるという評価をしております。

あとは、次の9番目の政策になりますけれども、「環境負荷の少ない地域づくりの推進」というところでは、評価は大体真ん中の4になっておりますけれども、具体的にいうと「大気環境の保全」はどちらかというと、県としてはかなりいろいろと施策をとっているんですけれども、具体的に窒素酸化物の排出量で決めておりますので、先ほどお話しした民間のところによるものが多いわけですから、県の努力に対してなかなかいい状況で指標をクリアすることは難しくなっているということになっております。どちらかというと、少し具体策がないというふうなことが指摘されております。

あと、次の「河川や湖沼、海等の水環境の保全」ですけれども、指標は満足しているんですけれども、具体的に県民からの満足度が低いものですから、そういう点でもう少し水質というか水環境全体がわかるような指標に変えて欲しいというふうな、先ほど濃沼委員のおっしゃったようなことも出ております。それにしても県としてはそれなりの対策として、例えばアカモクなんかによる水質浄化を図ったりというふうな具体的な対策をしているということで、県独自の対策についてはそれなりに評価をしております。

それから、「ダイオキシン」につきましても、これは実際に焼却施設から出てくるわけですから市町村の関係になりますけれども、県のいろんなご指導によって最近では広域の処分場ができていますから、そういう点で非常に効果が上がっておりますけれども、最近の市町村の合併に伴って少しそれが停滞しているということで評価が4ぐらいになっております。これはこれから問題になる「PCB」が少し記載されていないということが問題となりました。

それから10番目のところの「豊かな自然環境の保全・創造」というところですがけれども、これは先ほどちょっとお話ししました県民満足度からすると非常に対策としてやって欲しい。施策の2番になりますけれども、「身近な緑の保全・再生・創造」というのが県民の人たちの求めているものですけれども、それが載っていないということと、それから実際にはそれに近いんですけれども、第6番目にあります「自然とふれあう場や機会の提供」ということで、この二つを混合したようなものでいろいろと県はやっておられるようでありますので、それなりに評価ができるというふうに判断しております。

1番目の施策になりますけれども、「自然公園等の優れた自然環境の保全」のと

ころでは、非常に予算が少ないんですけれども、その中でボランティアによって非常によく自然が守られているとありますので、評価としては案外いい評価の5になっております。

問題なのは、次の「森林の適正な管理」でありまして、実際にはいろんな事業をやっておられるんですけれども、民間林に対して間伐するための費用を出しているが、その成果についての評価があまり県ではなされていないということが問題だということです。最近杉だけではなくて混交林造成ということも出てきておりますので、そういうことも含めた検討をもう少し具体的にしたいというふうな要望があって、これは評価を3にしております。

それから次の「自然とふれあう場や機会の提供」ということですが、実際にこの指標というのが、前に挙げたような「みどりとふれあえる空間の面積」という具体的には森林公園等の面積だけなんです。これはもうこれ以上宮城県として増えることはほとんどないものですから、あまり指標としてはよくないだろうと。例えば、利用者数がどうなったとかそういうことで検討してはと話したんですけれども、それについて具体的な数字があまりなかったということです。評価としてはあまりよくなかったということでもあります。

あと11番目「循環型社会の形成」のところでは、廃棄物に関係するものであります。この場合には、どっちかというと民間でやっている産業廃棄物につきましては、行政の指導がよくいってありまして十分に達成しておりますけれども、残念ながら一般廃棄物というのは、先ほどちょっとお話しした市町村がやるわけですね。そうするとどうしても十分な対策が出ておらずに、指標、目標をクリアできなかったというふうなことであります。そういうことでこちら辺は、特に「廃棄物の排出量の抑制」のところでは、民間の方がよいんですけれども、行政、いわゆる一般の廃棄物についての問題があったということで、評価は3ということで低い。

あとは大体それなりに県の行政の方ではご指導されているということで4になっております。以上でございます。

関田部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして教育分科会、水原委員の方からご報告をお願いいたします。

水原委員 ご報告いたします。全体的に見ると、評価の指標に改善のあとが見られるのはよかったなと思っています。何か学校のカリキュラムの改編をするだけで改善だと言わないで、新しく学習意欲とか学習理解度、進学達成率など学校としてはあまり見られたくないような指標、そういうものを評価指標に挙げてきてやってくるところに、教育委員会の意気込みが感じられるというところが大きなポイントだなというふうに思っております。

それから、これは教育委員会に限らないんですが、ほかのことを聞いていてもそう感じるんですが、分析において県域ごととか男女別ごととか年齢別ごとにどういう特徴があるのか見えてこないと言いますか、栗原地域はどうなんですか、仙南地域はどうなんですか、仙台地域はどうなんですかというその地域地域に応じた分析というのが、学校の場合にはあまりあれなんですけれども、社会教育とか、あるいは他の分野の方が話す中にあまり出てこないところがどうなのかなと。せっかくデータがあるんだからそういうことを細かく分析すべき第2のステージに今あるんじ

やないのかなというふうに思います。

それから、指標で目標設定に関してですが、いつも右肩上がりのグラフで提示されて、上がっているからいいだろうということになるわけですが、全国的に見てそれはどういう平均水準なのか、世界的レベルはどうかとか宮城県はどんな水準にいるのかとかいうふうな客観性を担保する何かがあったらもっといいのになというふうに思いますが、それが単純には比較できない、いろんな事情が違うからそうはいかないということはあるんですが、何かそこら辺が欲しいなというふうに思いました。

あとは、逐一見ながら申し上げていきますが、最初19ページのところで「特色ある学校づくり」ということですが、今申し上げましたように評価5にしまして、やはり指標を「学習意欲」とか「学習理解度」「進学達成率」などに具体的にとって、それであり方を評価するという仕方に大変意気込みを感じるので、ぜひこれを着実に進めて欲しいなというふうに思いました。

それから、次の20ページのところで「不登校児童生徒等への支援」ということですが、これがやはりちょっと問題があるんですが、中学校1年生が不登校が多い。これは全国的な傾向なので、小中の学校文化の違いで急にストレスを感じて行かなくなる人がどっと増えるというふうなこと、これに対して何らかのことをもっとやってもらえないかというふうなことはお話ししましたが、どこでもやっている大体の状況に関してはこなししておりますので、4ということにいたしました。

それから、次の「障害児教育の充実」は、今度は特殊教育というだけではなくて特別支援教育、つまり普通の学級にちょっと問題を抱えているような子供たちを入れてやっていく教育に転換するというふうになったときに、どれだけ準備をした上で特別支援教育を迎えようとしているのか。その準備がないのではないかと。今までどおりの先生が今までどおりにやったならば、いろんな子供を抱えたときに本当にうまくいくんだろうかという準備に対して心配だなというふうなことで3をつけさせていただきました。

それから、「大学等高等教育の充実」は、毎年宮城大学は就職率はいいいんですが、就職率が上がってくる時代に入ったら下がってきていますので、もうちょっと内面的な問題も含めた新たな職業指導の段階にあるのかなと、一応全国レベルから見たらかなり高いので4はいいいんじゃないかというふうなことですが、ちょっと宮城大学も次のステージに来ているかなというふうに感じました。

それから、「地域に開かれた学校づくり」、これは地域学習支援センターということで拠点の高等学校に小中学生が勉強しに来ていいよというのを夏休み中にやっているんですが、これに5,000人以上の小中学生が集まって勉強するようにこのごろなっています。これは大変教育委員会としてはヒットしていると言いますか、ぜひこれは進められたらいい。ニーズを受けたい当たり前の事業だったなというふうに思っています。

次の22ページですが、「地域社会と学校教育との協働の推進」ということで、これは「みやぎらしい協働教育推進事業」、これは県知事さんも入って地域教育再興を図るというふうなことですが、これが統計で見ますと満足度も期待度も本当に高く、今崩れかかっている地域を何とか教育を確認しながら再生できないかという県民の思いが伝わってくるんですが、それに教育委員会がまっとうに教育をもって取り組もうというところですので、これはいい企画だなということで点数を差し

上げましたので、ぜひこれは成功して欲しい。今のところ見る限り順調であるというふうなことでこのような評価にいたしました。

23ページの方は、「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」ですが、これは学校というよりも社会全体、社会教育ですが、そういうふうにして見ますと県域別にどうなんでしょうかと。栗原地域はどうだ、仙南地域はどうだとかというふうな見方の分析がもっと欲しいなというふうなことは感じました。「多様なニーズに対応した学習機会の提供」ということで、宮城県民大学あるいは図書館など予算が削られながら努力している姿が見て取れましたが、ただ毎年申し上げていますが、宮城県の図書館設置率は日本一最低といいますが、そういう中で、つまり子供たちが学校が終わった後行くべき場所がない、勉強する場所がない。先ほど高等学校を開いたら5,000人集まったと言いますように、本当は図書館を開けばみんな子供が集まるのに集まる場所がないというふうな状況ですが、ネットワークで何とかしのいでいるというふうなことで、それにしても何らかの場所があったらいいなと。そういうことを県の施策として各市町村に呼び水を向けるようなことがあったらいいのになというふうに思いました。

それから、24ページですが、「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」ということですが、美術館とかそういうところでの動き、ここでご覧のとおりなんですけれども、何か新しい時代に対する構想が少しいなというのを感じました。つまり2007年問題といいますが、これから団塊世代が職場から離されて出てきたときに、その人たちを文化活動なり、あるいは食育なり何らかの仕掛けに巻き込んで新しい時代をつくらなければならない。それに対する新しい施策が求められているかと思うんですが、どうもそれが見えない。いわば入場者数がどうのとか参加者数がどうのというところだけでやっているような感じなので、もう少し2007年問題を視野に入れた企画があったらいいのではないかと。

その意味で25ページの「食文化」で、あちこちで地域を回りながら「食育」「食の作り方」「食文化の醸成」ということでやってきて、これは今年で終わりだそうなんですけれども、これなどはむしろ団塊の世代が自分で自分のご飯をつくれる力をつけるとか、そういう今結構退職間際の方々がよく料理教室に通っていますので、そういうものをもっともつつないでいくような施策があったらいいのになと、惜しいなというふうに思っています。これは満足度が55で高いのにもう終わりかというふうな感じなんです、もう少し2007年問題に向けた何かがあったらというふうに感じました。

以上、大体こんなふうなことです。

関田部会長 ありがとうございました。2007年問題は教育だけではありませんけれども、いろんな分野に影響する問題でございます。

それでは、産業分科会の大滝委員の方からご報告をお願いいたします。

大滝委員 産業分科会についてご報告いたします。26ページにありますように五つの政策と16の施策について4回の分科会を開いて協議、検討いたしました。ほかの分科会と比べてもかなり評価は厳しくなっているんですけれども、これは後でご説明しますように、たまたま今回検討した政策というのが「人材の育成」ということにかかわっていて、産業界での人材の育成というのはなかなかすぐに目に見えた効果

を指標の中にあらわすということが難しいということもあると思います。

それから、政策16のように「産業間の連携」とか「地域資源の活用」といったようなことが対象になっているんですけども、これもいきなり目に見えた成果をあらわすということがなかなか困難な政策ではないかと思います。そういう意味からいってもどうしても厳しくならざるを得なかったということがあります。ただ、後でご説明もいたしますように、決して我々がそういうことに対して評価していないというわけではなくて、幾つか代表的な取り組みなんかを見て大いに期待している部分もたくさんあります。

それから先ほど来お話がありましたように、政策に対してきちんとした評価指標が設定されていないとか、それから政策の中にある施策間の体系とか関係性が十分にきちんと組み上がっていないとか、それから県民の重視度とか優先度が高いにもかかわらずきちんとした政策が設定されていないとかというような問題についてはほかの分科会からも指摘があったとおりで、これは細かなことについては逐一この中に書かれていますのでぜひ参考にさせていただければと思いますけれども、似たような傾向が見られたということです。

26ページから少し説明をしてみたいです。政策14については、「新しい時代を担う産業人の育成」ということですが、政策全体としてそこにも書いてありますけれども、県側の育成体制というのが産業界の変化とかスピードに適切に対応できていないという面が相当見られるようです。今後さらに産業界と提携するか産業界を幅広く巻き込んだような能力開発方法というものを推進する必要があるのではないかと感じています。

それから、28ページにいきまして、政策15は「高度な産業技術の普及促進」ということです。これについては、ここに掲げてある施策「産学官連携による技術の普及」という点では、これが唯一施策の中で段階5で一番高い評価をしているんですけども、実はこの施策自体は今年度から始まっているということなので、正確に言うとまだ評価をしているという段階ではないわけですが、産業技術センターのセンター内センターという形で設けられております基盤技術高度化支援センターの設置については非常に高い評価をし、それからぜひこの取り組みについて期待したいということで、今後の産学官連携とか技術の民間企業への発展とか普及ということに対して非常に効果があるのではないかと考えて大いに期待しております。ただその反面、すぐ上にも書いてありますけれども、主に工業分野以外の、特に施策の1から3の農業分野についても実は似たような取り組みが必要になっているものと思われます。高度技術の速やかな移転というのは、農業を初めとする一次産業でも最近非常に大事になってきているわけで、ぜひ、特に消費者サイドを意識したような取り組みということについて、次の総合計画でもっと強くそこを打ち出して欲しいなというふうに考えております。

29ページにいきまして、これは先ほども申しましたように「産業間の連携と地域資源の活用」ということで、実は宮城県にとってはここは非常に大きな重要なテーマがたくさんあるというふうに考えております。直接施策としてそこで評価しているものはそのとおりなんですけれども、施策の4、5、6については実は政策評価指標が設定されていません。設定されていないんですけども、これは非常に重要な施策だというふうに私どもは考えておまして、ぜひ次の総合計画でここあたりのところをより力点を置いた施策体系をお考えいただければというふうに思っ

います。それから、知事が提唱される「富県戦略」とか2008年の「デスティネーションキャンペーン」を初めとして産業政策としては非常に重要な部分だというふうに考えております。

それから、施策1の「農林水産物の付加価値の向上」については、評価は4ですけれども、これについては私どもは大きな期待を持っています。これは先ごろもNHKのニュースでこのことについて放映されたと思いますけれども、宮城県の中でも非常に新しい取り組みが始まっています、大いに期待できる分野だと考えております。

それから、30ページの政策18ですけれども、これについては直接評価しているのは「戦略的な企業誘致」ということで、この施策につきましても、産業再生戦略で誘致件数については相当な成果を上げていることは私どもも承知しているわけですけれども、もう少し企業誘致全体を考えてみると、大型の案件とか県の産業構造そのものを変えていくというところではもう少し問題があるのではないかとこのように思っています。その点で4という評点をつけております。

31ページ、最後の政策20になりますけれども、これはさまざまな分野の「職業能力開発の推進」ということで、中身はそこにありますように非常に幅広い分野をカバーしています。非常にたくさんの施策が行われているわけですけれども、それにもかかわらず依然としてそこに書いてありますように技能者が不足している。特に若い世代の技能者の不足とか、それに対する対応という点ではまだ非常に問題があるというふうに思っています。施策の内容が実効を伴っているかをきちんと確認して訓練のあり方等を、さらに技能教育の環境を整えるということを進めていただきたいというふうに考えています。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

それでは、最後でございますが、社会資本分科会の林委員の方からご報告をお願いいたします。

林 委 員 それでは、社会資本分科会の審議結果をご報告いたします。33ページからでございます。そのレポートでございますように、4政策、13施策を担当しまして、これについては全部の審議を行いました。今回、昨年度と違って評価の枠を非常に大きく使っております。6、7というのが出てきております。昨年では6が最高。7が昨年より進化したという評価をしました。そういう意味で、ある意味では与えられている制約条件の中で非常によく頑張っているというものはやっぱり評価した方がいいんじゃないかということをお安藤先生と議論しまして、この評価を7にするか6にするか分かれたんですけども、今回思い切って7にしてみようというふうにしました。

それで、全体の共通の中で幾つかのことがございまして、一つは、例えば政策評価指標について幾つか改善をしていただいているんですけども、改善したがゆえに過去とのものが見えなくなって、また近々のデータがなくて判定不能というのが出てくるわけですね。そういうのが出てくると、せっかく評価指標をいろんな意味で変えてもらったんですけども、判定不能ですから判定できませんと。それから判定不能なので有効性が評価できませんと言われてしまいますと、評価ができないということと言われてしまって、その辺が先ほどのどういう形で評価指標を設定する

かという問題と、それが現実的に評価できるのかと、全体の構成として。その辺が幾つか出てきておりますということが共通の話題になりました。

それからもう一つ、社会資本分科会ですと評価指標の中に市町村数を挙げている。例えば、ハザードマップをつくった市町村数だとか、こういう計画を推進している市町村数とかあるんですけども、合併されますと市町村数が変わると。それぞれウオッチングしていけばいいんでしょうけれども、ある部分では市町村を単位ではなくて面積だとか人口だとかそういうものから見ていく取り組みも必要ではないかというような議論がされてきています。

以下、それぞれについて少しご説明したいと思います。

33ページの「県土の保全と災害に強い地域づくり」、これは次の五つの施策を評価したんですけども、ここで大きく二つに分かれました。一つは、こういう言い方をしてしまうと失礼なんですけれども、土木部所管の河川・砂防につきましては整備する対象がはっきりしているということで、いろんな意味でのハード対策もそうですしソフト対策も一生懸命にやられてきて、それがいろんな意味で今まで投資してきたものが成果を見てきている。例えば雨量、雨が降ったというデータが昔ははっきりしなかったのが、今は雨量計を通じて、今度は河川の方の水位がどうなった、それから砂防の方にその情報がいくと。それが県だけではなく市町村、国ともやりとりをするということまで来ているということで、そういう意味では社会資本なんですけれども、ハード面ということではなく減災に向けたソフト面というのが非常に充実してきてますし、また、それが稼働することができているというのはまず評価される点であります。

一方、これは非常に難しいんです。震災を中心とした対策。これはハードもございまして、いろんな意味でソフト策、社会を相手にしていかななくちゃいけないという中では、どうも具体的にはいろいろな震災対策のアクションプランがあるんですが、ここで整理されている施策について見ますと、どうも所管課の特性に引きずられてしまっている。例えば、その下、33ページの真ん中にあります施策6「地震防災のために必要な施設、設備の整備」、これは消防課が平常時の消防署だとか消防水利だとか消防署の整備だとかそういうことでしか対応できていないと。本来的に見ますと、この地震防災といいますと、平時の消防活動だけではなくて緊急時のそういったところでの避難所の問題ですとかいろいろな問題が出てくるわけです。そういうのがうまく体系化されていないということで、これは前から何回も言っているんですけども、どうも災害に強い地域づくりなんですけれども、この中で震災対策は一つの大きな施策として取り上げていくようなスタンスが必要ではないかということ深く思います。

それから、37ページに、そういう意味で今回の「地震防災のために必要な施設、設備の整備」について判定2ということで非常に厳しくしております。これは二つの要因です。先ほど申しましたように、地震防災に何が必要かという定義が十分にされていないということと、評価指標をいろいろ変えてしたために判定不能になってしまっているということになりますと、これだけでは全体の評価ができないということで、この辺は厳しめに点数をつけました。ただ、これは担当課が悪いということではなくて、担当課は一部ですけども、この施策全体を構成する体系が悪いというふうに理解して欲しいと思っております。

それから38ページからは「多様な主体の協働による地域づくりの推進」、これ

は社会資本分科会でやれと言われてやったんですけれども、先ほどから聞いていますと、これは教育だとか福祉だとかそちらとの連携が非常に強いです。今回この7段階の中でこの政策を3にした理由なんですけれども、基本的に協働というものを県がどのように眺めていて、県民にどのようなパートナーシップを求めているかというところがどうも見えないという中で、いろんなものをやろうとしているというところが一点。

それからもう一つ、先ほどどこかの分科会にありましたように、この27の政策を構成する施策が五つあります。そのうち今評価指標を設定したというのが一つであって、これの評価もあまり高くないということもありまして、政策として評価できない。つまり「協働による地域づくりの推進」と言いながら、五つ施策があって、そのうち一つしか評価できていない。そうするとその政策を評価するということは実質できないという構図になるのではないかとということでございます。そういう意味では7段階の中で3ということにしました。

それから次の33の「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」、これにつきましては昨年度と大体同じような流れでございます。港湾と空港がございまして、その機能強化とともに周辺部の市街地整備をしていこうという施策でございます。それぞれ今、港湾、空港の整備されたインフラをうまく使ったソフト策及びその周辺の新市街地、仙台港背後地、それから空港のアクセス鉄道及びその周辺市街地の整備を今やっているところでございます。ですから、本来的には社会資本のストック形成期にあって、まだ具体的な評価というのに入れられないんですけれども、そういった事業がそれなりに順調に来ているということがございます。ただし、これにつきましても、さっきからいろんなところでご批判がございまして、かなり昔からの計画が今ようやく事業実現しようとしていると。これをこれからどう評価していくかということ。それに対しては県民に対して昔描いた臨空都市構想、また仙台港背後地というものがどうも計画がいろいろ変わってきていると。それが今見えてきたと。今何をここで目指すのかというメッセージがやっぱりまだ弱いというところについては、これから考えていくことが必要ではないかというようなことにしました。

それから最後に42ページでございます。「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」、これにつきましては判定が3になっております。昨年まではこの34の政策を構成する中で評価できた施策が「高速道路」と「一般道路」の二つだけなんです。今回「公共交通」というものもこれから整備ということについても入れていただきました。その点では非常に評価できるんですけれども、もう一つの施策、その2番目、施策4「各輸送機関相互の連携の強化」というものが県の評価では必要性が「中」になっていると。県民の必要性では高速道路よりもこっちの必要性の方が高いと言っているというところで、かつ交通というのは交流はネットワークになっていなくてはいけない。道路・公共交通、またそういう結節点がちゃんと結ばれていないと機能しないという点から、こういったような政策の方向性を県の方で判断しているというところについて一言クレームをつけたいということで、この判定を3にしております。

42、43ページは道路でございます。これについては、昨年度と同じような評価でございます。ただ、特に高速道路につきましては、高速道路のインターが改装しないと何も変わらないということになっていきます。昨今、インターの間にスマー

トICというのを整備してもう少し利用しやすくしようということを今いろいろやってきているところでございます。これはモデル事業ということもあります。そういった面からあまり昔、10年前につくった一つの目標をかたくなに守って、今整備ができないと何も変わりませんというのでは、あまりにも県民の方に説明する材料としては不足するのではないだろうかということで、もう少し指標を検討してきてくださいというような注文をつけております。

それから44ページでございます。今回「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」をせっかく入れていただいたんですけども、たぶんこれは担当課の準備不足ということで、全体の評価の体系をなしていないということでございます。この辺は厳しく見ないといい加減になってしまいます。特に、担当課の方では公共交通分担率を上げようとしていますが、どうすれば上がるのか、そういう検討を本当にされているのか、今どんどん今日のモータリゼーションの中で、公共交通分担率について下がっている状況です。仙台ですら下がっていると。そういう中でどういう施策があれば上がるのか。そういった議論をたぶんされていないところで、たぶんこの場で昨年度から取り上げて下さいと言いましたことで、少し無理を言って準備していただいたんですけども、やはりその辺はもう少し突っ込んで、現在県の方で総合交通体系ビジョンというものを検討中であるということで、これについては来年を期待したいというふうに思っています。以上でございます。

関田部会長

ありがとうございました。

県の自己評価に対する妥当性に関する評価、かなり幅広く見ていただいたようでございます。以上が分科会の報告でございますが、ご議論につきましては答申案の内容に同じものが入っているということもございまして、答申案の審議過程の中でその質疑については対応させていただきたいと思っております。

それでは、審議事項2の答申案の議論に入りたいと思っております。審議資料2「答申案」でございますが、これの内容の検討に入ります。後ろの方に先ほどの分科会の報告に対してのもとの基礎になりました県の自己評価が入ってまして、右側に政策評価部会の意見というのが書いてあります。そんな対応のまとめ方をしております。最初の方にあいさつがありますけれども、こういう答申書でございますが、先ほどの審議資料1と同じものがございます。例で政策5だけを入れているという形をとっています。答申案のうち政策評価部会の意見の部分について先ほどの報告でございますが、これについて審議を進めたいと思っております。

それでは、各分科会ごとに政策・施策の妥当性についての評価のご報告がございましたけれども、委員の皆様からそれぞれの分科会についてご意見をいただきたいと思っております。

まず、福祉分科会の分でございますが、1ページから10ページでございます。先ほどの資料をご覧ください。その1ページから10ページにつきましてご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。先ほど濃沼委員の方からご報告がございました分でございますが、一応分科会は独立して審議を進めているんですけども、関連のある事項であったり、あるいはご報告を聞いた内容についてご意見がある場合もあると思っておりますので。それでは、後でも結構でございます。総論を討論しますので、そのときにまたご意見をいただければと思います。

あと、環境について、11ページから18ページでございます。はい、どうぞ。

濃沼委員 環境分科会の「豊かな自然環境の保全・創造」のところの「森林の適正な管理」というのがございます。これに関するのですが、最近熊が出ているんですね。熊の目撃情報が結構あって、スポット的かもしれませんが、県民がかなり不安に思っています。実際に被害が出る場合もあるし、被害が出ないですむ場合もあります。熊の出没は基本的には生態系の乱れ、森林の一つの警告ではないかと思うのです。だから、これを気候のせいにするということではなくて、森林の適正な管理がされていないことのあらわれとしてとらえて、対策をとることが重要ではないかと思えます。

熊の目撃情報は少なくありません。例えば、子供が襲われたときには襲われてから大変だ大変だとなる。襲われる可能性が指摘されていながら、十分な予防対策がとられないのでは困ります。仙台の中心部を除けばちょっとした市街地でも出没しているんですね。森林を適正に管理する対策というのがとられないといけないのではないのでしょうか。対策をとればとるなりの効果が出るのではないかと思います。熊の食料が足りないからというのであれば食料を補充できる、あるいは森林が食料を提供できるような仕組みを考える。広い意味での県民の安心を確保することにつながります。

熊対策はどこがやるかというのはわからないんですね。農作物の被害ですと農業関係、人身事故ですと警察関係かもしれません。広い意味の安心・安全は福祉部会ですね。そういう事柄は予防をきちんとするということが大事だと思います。

関田部会長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 非常に厳しいご意見なんですけれども、私たちが対応したのが森林化というかそういうことなんです。実際に総合的に考えると濃沼委員がおっしゃるようなことが出てくると思いますが、環境というもので森林の保全というのはあくまでもどっちかという洪水の問題を含めた緑の環境をどう守るかということが主なものですから、今のところは全然討議していないんですね。将来そのものになるかもしれませんが、県の方の部局の方でそこも含めた対応をしていただければいいと思いますけれども、たぶん行政の方でもそこまでいっていないような気がしますので、残念ながらそういうところで今回は議論はいたしませんでした。どっちかという環境だけだと、そこを議論しても問題が大き過ぎちゃってなかなか解決しないのかなと思いますので、すみませんが、それ以前の問題のテーマが多すぎますので、そういうことで終わっております。

関田部会長 ということになると、熊問題は解決しないんですけれども。

濃沼委員 森林をなぜ管理するかというのは、それは県民の生活を安心・安全なものにするということです。そこがポイントですね。そのための森林管理だと思います。その視点が欠落するとただ森林を管理するためだけのことになってしまいます。

関田部会長 森林の管理というのは、木の管理だけではなくてそこに生息している生態系もそうですね。全体、動物も。だから、熊が出てくるというのはその生態系、我々からすると出てくるわけですが、熊の生活圏が拡大したというそういうことで

すよね。だから、それは人間社会と熊社会の共存が少し壊れている状況なので、この15ページの「自然公園等の優れた自然環境の保全」とかこういうところで取り扱われないんですか。

長谷川委員　もともと森林云々という前に問題なのは、今まで熊であるとかそういう自然における動物が生息している環境に人間が開発して宅地をつくってしまったというのが一番大きな問題ですね。例えば、私も前、20年ぐらい前、赤坂とか高野原というのはもともと熊がいたところなんですね。そこに住宅地をつくってしまった。そうしますと、つくるところから作業すると熊が出てくるわけですよ。ですから、そういうところの場所からだんだんああいう動物が追いやられて、自分たちが今までだったらたぶんあそこにえさがあったらうけれどもなくなってきたと。そこまで検討するというのは、正直言って今の環境分科会で非常に、先ほど言ったんですけども、テーマが大き過ぎちゃって難しいかなということなんですね。そういうことです。すみません。

関田部会長　ほかの委員、どうぞ、小林委員。（「よろしいですか」の声あり）どうぞ。

小林委員　18ページの施策3のところでございます。（「熊はよろしいですか」の声あり）ええ、熊は結構です。熊は自然の動物ですから。18ページの3の「廃棄物の適正処理の推進」という項目でございます。

本県は村田町の大変な不祥事がありました。この反省の上に立つならば相当なインパクトのある施策を行わなければいけないと思うんです。ほかの県、先進県を見ますと、中間処理等とか最終処分業者は健全な経営が成り立たなければ必ず問題を起こすだろうという姿勢に立って、しっかりした経営をやっているかどうかという視点でいろんな指導をやっている。県の職員の方が必ずしもスペシャリストではないから、外部のしっかりした専門家も動員して経営を見ていくという姿勢に立っている県が相当数出ているわけです。

本県も若干その芽は出ているように思いますが、この不祥事の割にはない。動きがない。このようなことだと5年ないし、ある期間の長い期間には必ず競争で単価が下がるとかいろんなことで経営を悪くして、そこには不良な資金が入ってきたり、不良な業者とのつきあいが始まったりしておかしくなる。このようなパターンを私はよく見かけるわけです。この辺をしっかりと、県の行政当局は反省の上に立った行動をしないと。ただ村田町の問題を片づけるだけでは能ではなくて、これから先々優良な事業者を育てて活躍してもらわないと何事も解決しない。そういう視点が必要だと私は思っているわけです。

長谷川委員　ご指摘のとおり、ここで検討しているのは、村田町はもう過去の問題が多いわけですね。この指標として含めているのは、村田町も含めたものの残存量になる。それではなくて、新しく不法投棄とかそういうものを検討して、行政としては十分取り締まりしているので不法投棄している場所が少ないとか、そういうことをもっと変えて欲しいということでやまして、村田町は確かに有名な問題、そこは別にしましてこれからどうなるか。できるだけ今の産廃税もありますのでそれも使って、宮城県としてはそういうふうな適正処理ができるようなことをするというところで今

計画している段階だということですね。逆に言うと、それに対してもある程度期待したいということもあったわけです。ということで、今着々とというふうなことで計画しているようですので、そこら辺も来年以降はまた県のご意見を伺いたいということですので、私たちはそんなことで考えています。ありがとうございました。

関田部会長　そのほかに何かございますか。熊問題の決着がついていないんですけれども、住宅開発を自然界とのかかわりなくやっているということが起こってくる可能性があるんで、これは社会資本の整備の方に関係しているんですかね。時々高速道路の中に動物注意というのが出ていたりするんですけれども、何かやっぱり何もしないというわけにはいかないという気もするんですけれども、その辺ちょっと、すぐに対策が出てこないかもしれませんが、そういうことを一応どうするかということ念頭に置いて政策・施策を考えていただきたいと思います。

環境はよろしいでしょうか。

濃沼委員　熊を事例にしましたが、私が申し上げたいのは、環境のための環境ではなくて、県民の生活のための環境という視点を政策評価の中にも加えていただきたいのです。そして、そこにその生態系が乱れるという指標として熊の出現などを考えていただければと思います。ただ森と木があればいいのではなくて、そこできちんと生態系が守られている。それは結局は県民の生活を豊かなものにする。そういう視点でお願いします。そういう視点で評価をやっていただければありがたいと思います。

長谷川委員　それに対して反論するようなんですけれども、実は私たちが審査するというのは担当部局の方がもうそういう準備をされてくるものですから、じゃあそれ以外にどうのこうの言っても今の担当部局の方ではお答えがほとんどできないと思いますね。そのためであれば、来年以降すべてのこういう分科会がそうですけれども、もっと我々がこういう部署の出席を求めて、いろんな意見を聞きたいということをしておかない限りは無理じゃないかと私は思います。

関田部会長　基本的には、この政策・施策の評価というのは県の自己評価の妥当性について評価をしていることではあるんですよ。だけれども、評価の枠組み自体が適正でない場合、例えば評価指標がないのに評価するということは無理ですので、そのような場合については部会の方で指摘をしているわけですね。だから、県の方で出された資料だけに基づいて審議をするという必ずしも必然性はないわけで、追加としてこういうふうな議論をしたいというような対応策を、県として対応してくださいということをお願いすることは十分可能なことだと思います。だから、自己評価の範囲をもう少し広めて考えていきませんか、政策評価体系がきちんとできている場合はまた別ですけれども、それがまだ構築中の過程ではやっぱりそういうことがたくさんあると思いますね。熊問題は一つの事例ですけれども、そういう関連性のある政策・施策が出てくる可能性があるわけで、それが県庁の組織の中では比較的組織分担の形で業務を生み出していますので、どうしてもそういうことになる可能性があります。先ほどの濃沼委員の救急の問題もそうですけれども。

長谷川委員　もう一つ言いますと、例えばその問題の前に、今我々が評価しているのは3ぐらいにしているということは、今の森林そのものが荒れてきているわけです。特に荒れてきている一つの中で言うと人工林が荒れてきている。十分な間伐も行われていないので問題だと。そうしますと、そのことがまず必要だろうということで議論というか、いろんな行政の方でも努力されているわけですね。それと同時にほかのことをあまりやり過ぎちゃうと、このテーマからするともっと別な審議をしていかないと、あるいは逆に施策ももっと別なものをもっていかない限りは、あまり広くなり過ぎるのが私は問題だと言っているわけです。ですから、重要なことは確かにあるんですけども、現在はそれよりももっと問題な点について行政の方といういろいろお話し合いというか、そういうことで持っているというふうにご理解していただければいいと思います。

関田部会長　よろしいでしょうか。ほかにどなたか。

政策・施策の範囲は非常に広いので、広げていくとかなり際限もなく時間も投入しなきゃいけなくなってしまいます。これは関係者にとって必ずしもいいことではないかもしれませんが、しかし、重要性については誰のためにやっているかという、やっぱり濃沼委員から先ほど指摘もありましたけれども、県民の立場というのが非常に重要なことでありますので、それゆえに県民満足度というような調査も行っているわけですから、それらの視点に立って重要性の高いものを選んでまた政策・施策の審議をしているわけです。そういうことで、問題があれば大いに議論をしていただきたいと思います。

それでは、次に教育の方で何かご意見ございますでしょうか。どうぞ、大滝委員。

大滝委員　これは意見というわけではない、今の問題とよく似ているんですけども、私たちが産業分科会の中で検討した施策の中の32ページの施策の6に「個人が自ら職業能力開発できる環境整備」というのが出てくるんですね。これは実はニートとかフリーター問題だけではなくて、高齢者の方なんかも含めてこういうものが入っているので非常に幅広いんですけども、基本的にはニートとかフリーターの問題にかなりクローズアップされているんですね。もし、そのニートとかフリーターの問題を県としてきちんと取り組んでいくということであるとすると、さっき水原委員もご説明いただいたその22ページあたりのところ、これは段階判定では7ですごく高いんですけども、こういうものと職業訓練とか産業人の育成とかということをきちんとリンクさせないと、本当の意味でニート・フリーターに対する対応というのがうまくできないのではないかというふうに思うんですね。残念ですけども、今の状況ではバラバラに切れているという感じなんです。

それから、この施策の6自体がもともと必ずしもニートとかフリーターだけではないので、さっきも申し上げたように非常に幅広い個人の職業能力の開発ということなので、この辺のところというのはちょっとコメントにも書いておきましたけれども、もしそういうものに対応するとすれば相当きちんとした、例えば教育の分野との連携とか、それと産業界とをどういうふうにつなげていくのかというそういうことについても、相当いろんなことを考えなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。ですから、それはぜひ検討というか、今後こういう問題について特に重要な一種については、こういうことを考えていくことが必要じゃないかと思

ます。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。水原委員。

水原委員 私のところよりも、むしろ38ページのNPOのところでも「多様な主体の協働による地域づくりの推進」ということが出ていて、22ページの方は教育の方で、疲弊した地域全体の地域の教育力をいかにして回復するかということで、子供と地域の人たちのさまざまな取り組みを組み立てていくというのが仕方なんですけど、それとニート・フリーター、さらに地域興しとか、それ全体が一体となってやっていかなきゃならない課題が今あるわけですが、どうも分野ごとに分かれたままのところでは評価評価すると、私の方は7まで出して、これはすごく当たりで、皆さんが本当に期待していてこれをしてという要望がすごく強いという、何とかしてここから地域を再興しようよというふうな皆さんの熱意が見えてくるんですが、その割に連携がなっていないから、こちらでは評価が3に落ちるみたいなことになったりして、総合性が弱いかなという感じがしたんですが、その点、いかがですか。

関田部会長 じゃあ、林委員。

林委員 おっしゃるとおりだと思います。38ページのところで、コメントしているんですけども、この中で「多様な主体の協働」という政策の中で施策として入っているんですけども、それが取り出されてきていないんですね。施策構成があってもそれが評価されるようなことになっていないので見えないということで、そういう意味では、この中では一番最初に挙げた施策「県・市町村・住民の協働による地域づくり」はやっぱり優先度が高いし、これをちゃんとしていかなきゃいけないだろうということのものが政策全体として見えていないのでこういう3になっている。また、これをNPOの問題だけではなくて、まず原点にはこの地域づくりの中で協働をどうするのかというところがあるんじゃないですかというコメントをしております。そういう意味では、先ほど私も言いましたようにこの「多様な主体の協働による地域づくり」というのは、社会資本ということではなくて、先ほど言いましたように教育だとか福祉だとか環境だとかその総合力の中でみんなこれを行っているわけですね。だから、これを社会資本の方で審議するということはどうなのかというように感想は持っておりますので、この辺の改善がこれからどうするかということかと思えます。

関田部会長 先ほどのご意見についていかがでしょうか。

それぞれの分科会の立場から妥当性に関する評価をしているんですけども、やっぱり少し視点が違うと考え方も評価も違ってくるといのは多少あります。先ほど来のご意見を聞いていると、共通的に関係のある人材の育成であるとか関係のあるところについてはそれぞれの分科会がそれぞれの視点を持って対応するんだけど、総合的に審議するような項目は一番最初のところに持ってくる。共通性のあるものについては、各分科会でそれらの視点から審議をした上で部会等での議論を深めるとか、何かそういうことを書いておくというようなことも必要かなと思ったんですけども、よろしいでしょうか。どうぞ。

宇田川委員　　今までというよりは今後の課題という立場からの意見なんですけれども、少なくともいろんな分科会のところでそれぞれあるんですけれども、その中でやっぱり連携というものを言われてきたことと共通するんですけれども、例えば教育分科会の方で言えば学校に行かない子供は、例えば文科省あたりが不登校と言っていると。中学3年生になって卒業してしまい、それで外にも出なくて引きこもっちゃうといった場合には、これは不登校とは言わないで引きこもりと言って、管轄で言えば厚労省の管轄になってしまうわけですね。そこで切れちゃうわけです。これがここにちょうど不登校の子供、それで引きこもり、時にはニート、子供の不登校はクローズアップされているんですが、その後の子供の発達、県としてのどのような行政の中にその指標を入れていくかということが、たぶんここで切れてしまっているから見えなくなっているんだと思うんですね。ですから、例えばニートをどの辺の問題に入れたらいいのかということになるとぼつとは出るんだけれども、例えば教育から不登校になり、そこから発達段階ではじゃあ引きこもりになると、またニートになるということに対して、どう指標を持っていったりよりよい人材、よりよい若者をどう育てていくかという一つの指標、そこをもう少し我々が議論してもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

関田部会長　　ありがとうございました。この問題について何かほかにご意見ございますか。
できれば、県の方での分担業務で非常に近い部分については何らかの調整的な議論をしていただいて、それを自己評価に盛り込んでいただいたりすると、部会としては対応しやすいという手はあるんですね。だけれども、それが必ずしも十分でない場合については、部会の方でそのような議論をちょっと深めなきゃいけないという事態になるわけで、これはそのための資料であるとか何らかのことで分科会での対応になるということでしょうかね。ちょっと分科会でそういうことを意識した議論をしていただくことによって、多少そういう問題についての対応策なり評価ができるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

実は、前には分科会であらかじめ共通性のあるテーマを取り上げまして委員の相互乗り入れの評価をやっていたんです。今回はあまりそういうことが行われなかったんですかね。そういうことをもう少し積極的に行っていくということもあろうかと思えます。ただ事前に議論していく過程で十分気がつかなくて、評価の過程でわかってくるということもありますのでなかなか難しい点はありますけれども、一応そういうような分科会の中で関連性のあるテーマをできるだけ委員が相互乗り入れで審議するというような形を中に入れておくと、そして県の方にも各組織の中で類似性のある業務については調整なり対応策の一貫性を検討していただくというふうなことも書いておいたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

水原委員　　ちょっとよろしいでしょうか。今の話なんですけど、何でもかんでもというのはあれですので、例えば教育の方ですと「みやぎらしい協働教育推進事業」というのが22ページに書いていますが、これは何ったところでは県知事を最高位に置いていろんな組織が協同連携してやるような仕方をとっているようなんですね。ですから、そういうふうに県知事を最高ポストに置いて重点的に何かするというようなことに関しては、割と連携した評価体制をとるなんていうこともあってもいいかなと。そうではなくて各部・課でやっている、関係はするんだけれども部・課でやってい

るのは、それはそれで個別にやるというふうな仕方で重点なところに絞ったらどうかという感じがします。

関田部会長　いかがでしょうか。知事を筆頭にして重点的な共通課題については、各組織の分担を調整する形で県として推進していくというようなテーマを持った形での推進というのがあるんじゃないかというご意見ですけれども。ただそれぞれの部局で勝手にやっってくださいというのはなかなか動かないかもしれませんので、一つの方法ではないかと思うんですが。どうぞ。

宇田川委員　一つの情報なんですけれども、皆さんご存じだと思うんですけれども、国が割合、ニートとかそういうところに力を入れてますよね。その具体策として例えばハローワークに行くと、実はニート、引きこもりの専門の窓口があるんですね。その窓口は我々臨床心理士が割合行っているんですけれども、通常の事務レベルではいかなない部分がありますので、かなりそういうメンタルなものを扱える専門家を窓口に置いているんですね。じゃあ、そういうときによりよい就職するためには、それなりのいろんな知識、技術を持っていた方がやっぱり就職としてはいいわけですね。その辺の下地をどのように宮城県として持っていくかというところを、我々が考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども。

関田部会長　人材養成でもさまざまな視点から人材養成が可能なわけですから。ほかによろしゅうございますか。

それでは、産業分科会の方をお願いします。何かご意見がございましたら。

よろしいですか。職業能力開発の問題は先ほど来議論されていることでもありますので関係あると思うんですけれども。

それでは、社会資本分科会について何かご意見ございますでしょうか。

長谷川委員　ちょっとわからなかったのは、先ほど新しい指標になったので判定不能というのがあったと。(「はい」の声あり)よく理解できないけれども、具体的にどういうことでしょうか。

林委員　指標は設定したんですけれども、データが直近でないために、それはわかりませんというやつなんです。つまり、国の統計データなんか、例えば3年に一度の統計データがありますと。それに基づいた指標を設定しましたと。といっても、今はそのデータがありませんから指標が数字的にあられないという話が出てきているということですね。

それからもう一つ、不能だというのは、例えばこういう指標を変えたんだけど前との判定がよくわからない、変えたために。そうすると、せっかく変えたのであれば、それに対して連続的に前を追えるものを見ていかないと、今どういう位置にあるか、目標だけ定めても、その目標が何でそこにいったかよくわからないというようなことがございますね。そういう問題を抱えているというのが三つぐらいございました。

長谷川委員 そのように県の方で新しい指標をつくったということは、例えば分科会あたりでいろいろと検討したことをもとにつくった指標ではないのですか。

林委員 昨年度はこういった観点から検討してくださいというご要望は出しております。それについてはこういうふうになりました、こういうのを使いますというのは、今回の分科会の中での初めてでございますので、その辺が十分フォローできなかったという点はあるかと思えます。

濃沼委員 直近のデータ等が得られないものに指標が変わるとというのは、指標の改善になっていません。指標としては前の方がよかったわけですね。

林委員 前のも3年に一度のデータだったんですよ。

濃沼委員 より適切な指標という前提は、直近のデータが取れることです。それは暗黙の了解のように考えていたのですが。

関田部会長 この問題は毎年指摘されているものなんですね。3年に1回しか計測しないような指標もありますし、結果が出るのにある程度の時間がかかるようなものもあります。そういったものについては、短期的な測定指標と中・長期的な測定指標を分けて出してくださいということは前からお願いしているんですね。だから、前段にもそういうことを書いていますけれども、より強調してそういうことをもう一回入れる必要があるのかなと思うんですけども。
その他、何かございますでしょうか。

林委員 ちょっと確認をしたいんですけども、社会資本の方で言いますと、38ページ、先ほどの27の「多様な主体の協働による地域づくりの推進」ということで、これにつきましてはたまたまその下の「NPOの活動の支援」とか判定が3で、上も3になっているんですけども、先ほどコメントでも言いましたけれども、基本的に施策が五つあって1個しかないというものの政策をこれでいいかどうかというのが非常に判定しづらいんですね。つまり、「多様な主体の協働による地域づくりの推進」は五つの項目から構成されているのに一つしか指標がなく、これで政策を評価しろといっても非常にしづらい。これは例えば産業分科会でも28ページだとか、あと教育の方でも一カ所どこかであったと思えます。この辺はどういうふうな統一性を持ってやればいいのか。

濃沼委員 指標選定のガイドラインみたいなものを共通認識として持っている必要があります。これがないと、新たな指標を考えるときに同じ議論が繰り返される可能性があります。複数でもよいとか、インプット・プロセス・アウトカムのどれかがわかるようにするとか、データがないものはなるべく避けるとか、共通認識を持つことをぜひやっていただきたい。それを前提に今よりもいい指標をつくっていただく。そうでないと前のものと違っているが、もっと問題の多い指標が設定されても困ります。改善していただきたいという趣旨は、そういうものを前提にしてやっていただきたいということです。各部局にお願いするときにご配慮いただきたい。

関田部会長

だから、前から県の担当部局には、せっかくこの分科会の委員がおられるのでそういう指標についての相談等をされてはいかがですかということはお話ししているんですけども、おそらく一つの理由はその指標をつくっても測定できるデータがないとか、測定するためには非常に費用がかかる、コストがかかるとか、あるいは測定するための人材養成が必要であるとか、いろいろあると思うんですね。だから、それはそれで理由があると思うんですが、その理由があってもどうするかという議論はまた別な話で、だからぜひ分科会の委員の先生ほか有識者はたくさんおられるので、そういう方々のご意見も聞きながらぜひ指標体系の整備を早急に進めていただきたいと思いますね。昨年まではまだ指標体系については、部会としてはまだ十分できていないのでということで少し緩やかに見ていたんですけども、今年度からかなり厳しく見ているはずですよ。だから、今後非常に厳しく見られると思いますので、ぜひ評価指標体系を整備していただきたい。先ほどの県民からのご意見もそうですけれども、測定しようがないのにどうやって評価したんですかとやっぱり言われるわけですよ。難しければ難しいなりの指標の議論のあり方をしなければいけませんし、そういうことをぜひご検討というか、分科会と一緒に考えなきゃいけないことだと思いますけれども、お願いいたします。それは毎回答申書に書いてあるんですね。最初の方に毎回、毎年書いています。だから、進んではいるんですけども、その進み方がちょっと遅いと言いますか。ただ、来年度からは新しい宮城のプランが作成されますので、それを参考にしなきゃいけませんけれども、そんなに大幅に変わるといことはたぶんあり得ないので、似たようなものになるのではないかと思います。

あと、よろしいでしょうか。

そういったことで、幾つかのご指摘いただいた点をこの答申書の中に入れたいと思うんですけども、大体もう書いてあるんですね。ただ、それをちょっと強調して文字を少し、例えば知事のリーダーシップのもととか、あるいは共通性のある問題については特に配慮して各部局が関連性をもって対応してくださいとか、あるいは分科会と十分相談してやってくださいとか、そんなことを少し文言の中に入れるということでどうでしょうか。熊問題も含めまして。

それでは、答申案の から まで、総論部分についてご審議をいただきたいと思いますが、事務局の方から何かご説明がございますでしょうか。

末 長
行政評価室長

審議資料2の答申案の1ページにつきましては、部会長のごあいさつという形になっております。

それから、2ページ以降については調査審議の方法ということで、審議対象、審議方法、それから、分科会の日程等です。

5ページにいきまして、調査審議の結果ということで、政策評価に対する判定、7段階判定で21政策。それから、施策評価に対する判定がこういう形で66施策というところがございます。それで、全体的事項につきましては、部会長から先ほどお話がありましたように、各委員の先生方からご意見等を頂戴していただきましたので、その中から共通する部分はある程度整理して一応文言という形で、評価制度全般については5項目、それから政策評価指標については4項目、あと県民満足度調査結果の活用については1項目という形で一部はとりまとめ、事務局ベースですけども整理しました。ということで、この内容につきましては、先ほど部会長からお話

がありましたように、答申の根本にかかる内容でございますのでご検討方よろしく
お願いしたいと思います。

それから、個別的事項につきましては、各分科会ワンペーパーになりますけれど
も、委員の先生方からのご意見等の主な部分についてだけ答申書の頭の部分に載せ
ているということでございます。

それで、この後に12ページ、13ページが各分科会の7段階判定表が掲載され
まして、それで最後に部会の意見ということで政策・施策ごとにすべて、分厚い資
料になりますけれども、審議資料1の内容がこういう形で政策・施策ごとに資料と
して添付されるということで答申書という形になります。

私の方からの説明は以上です。

関田部会長 答申書の構成と前半に関する内容についてのご質問等でございますけれども、何
かご意見はございますでしょうか。どうぞ。

濃沼委員 各分科会の書き方が、5項目個別のことが書いてあります。これはこれでいい
と思いますが、分科会として全体的なことを申し上げたんですね。ですから、今
日申し上げたようなことを1項目入れていただけないでしょうか。例えば、私は3
点申し上げましたが、各施策とか個別のものを連ねる分科会としての全体的なもの
を1項目入れていただいて、個別のものは一つ減らしていただいてということをお
願いしたい。それはまた、各分科会を連ねたものが全体的な事項として盛られると
思いますが、各分科会でも全体の印象というのがあると思いますので、そこの調整
をお願いできればと思います。

末長 行政評価室長 今日各分科会でご報告があった頭の総括の部分ですね。2項目と3項目ずつお話
がありましたけれども、その分については事務局の方で整理しまして(「冒頭のと
ころですね」の声あり)ええ、冒頭のところに入れると。分科会総括という形で各
分科会ともよろしいでしょうか。

関田部会長 そういう内容で構成することにいたします。
そのほかに何か。

それでは、このような形式内容で、先ほど濃沼委員のご指摘のあった各分科会の
主要項目について少しまとめて掲載するという対応で、こちらの方で少し案をつく
ってみたいと思います。それで、皆様方にお配りして、それでよいかどうかチェッ
クしていただければと思います。

それでは、答申案につきましては、先ほど来の全体の概要欄についてご意見のあ
ったところを少し強調などをして補正するということと、各分科会の前の方にまと
め的な概要を少し入れて分科会の主要議題がわかるというような形にするとかそう
いうような少し修正、補正を加えまして、答申案の補正を少し行いたいと思ってい
ます。この答申案につきましては、今日の審議を踏まえた結果を反映いたしまして、
ある程度まとめて、明日以降に各委員の方々にお配りしますので、最終確認をお願
いしたいと思います。全体の最終的な調整は私の方に一任させていただきたいと思
いますが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それから、10月上旬に答申をすることになっているんですが、答申全体につい

て言い回しとか語句の修正等がまた出てくるかもしれません。それらは細かいことですので、これについても一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)じゃあ、そういうことで対応したいと思います。

あと、もう一点、答申を行う際に村井知事に答申書を手渡しするんですけれども、セレモニーですので、これは9月の県議会が終了した後で10月の上旬を予定しているんですけれども、その際、部会をまた開催するというふうなことはなかなか大変なことでありますので、今までと同じようなやり方で、部会を代表して私もしくは長谷川副部長の方で知事に手渡しするというにしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)じゃあ、お願いいたします。

以上で、予定していた議題を終了いたしますが、何か委員の皆様の方でご意見がございますでしょうか。どうぞ。

小林委員 審議に関することですが、今回私ども産業分科会の方も10政策、43施策の中の5政策、16施策について審議いたしました。担当課からその分科会のときに資料をいただいても私は読めないんですね。ですから、事前に、少なくとも1週間前に私どもの手元に届くようにしていただきたいと思います。

それから、もう一点、私どもの産業分科会は大変範囲が広がっております。私も日常のいろんなところで若干の情報を得る機会がございますけれども、全く審議対象で日常情報がないものもございます。しっかりした見識を養いたいと思いますので、気がついたときに担当課にお願いしてしかるべき資料を出していただいて勉強しておくというようなことも必要じゃないかと思ひまして、ひとつ提案するところがございます。

関田部長 これは部会の委員の方々もある程度は自分でやったことでわかっているんですが、全体としてどうまとめられたかというのはやっぱり早めに出していただきたいですね。遅く出す人もいますので、そういうところもあるかもしれませんが、事務局、いかがですかね。もうちょっと早めに、全体でまとまっていなくても部分的にでも分科会ごとにでも出していただくとか。

末長 行政評価室長 資料の事前配布という部分につきましては、各委員の先生方からのご要望のあった部分については一応対応は今までもしてきていました。ということで、ある程度、日程、テーマがわかった段階で、事務局の方にこの部分の資料というお申し出があれば、私どもも主務課の方につないでなるべく早く委員のもとに資料が送付できるように手配はいたしますので、事務局の方にご指示いただければよろしいかと思ひます。

それから、もう一つ、情報がないものもあるということで資料という部分ですけれども、これにつきましては事務局の方にお申し出願えれば事前に送付するように努めたいと思いますので、ぜひお申し出方よろしくお願ひしたいと思ひます。

小林委員 今おっしゃった前段の部分でございますけれども、当日の分科会の前に出してくださいというのは、我々が気がつかないものがたくさんあるわけです。最初からの資料が不足しているということがわかれば当然お願ひします。だけれども、大変多岐にわたっておりまして、私どもも限られた時間で対応させていただいている

わけでございます。そのような状況から、担当課が我々に対するPRをしっかりとやりになるという視点から考えると、前もって読んでくれというのが適切な処置ではないかと思うわけです。そのように私は希望しているわけです。

末長 今の小林委員のご意見、十分対応していくように事務局としても今後努めていき行政評価室長 たいと思います。

関田部会長 ほかには。どうぞ。

林委員 前回の部会でも申し上げましたように、長年やってきますとまた来年がどうなるか大体想定つくわけです。これはまた政策評価指標の問題から、これは審議にならないと。この繰り返しをやっても、ここも効率性が悪いですし、県の行政サイドがこれほど効率が悪いことはないということでぜひ一度、分科会ではお互いのメッセージをやりとりするんですけども、そこでは30分、40分ですから、やっぱり歯切れは悪いわけですね。それで、こうやってなったということですから、これが終わりましたら、一度評価2、3に限定しまして、ぜひ個人面談を課していただきたい。でないと、また来年度同じ繰り返しをして、こちら中途半端な言い回しにして終わっていると、また同じ評価であればお互いやっている意味がないと思いますので、ぜひその辺をご検討いただきたいと思います。

関田部会長 そういう可能性は今までの経緯を見ると十分考えられるわけですけども、特に来年度は新しい宮城の構想が出てきますので、それを待っているようなことになりまして今年と似たようなことが起こる可能性がありますよね。どうでしょうかね、評価指標体系については議論しているんですけども、徹底討論「評価指標体系のあり方」とか言って、関係部局とその分科会の委員の方々にちょっとそういう時間はとれないでしょうかね。早めにやった方がいいんじゃないかと思うんですけども。結局、そのところがないと評価もなかなか自己評価もできないし、第三者評価もできなくて、結局は3とか2とかというふうな妥当性についての根拠性が薄いみたいになってしまいうんですよね。どうでしょうか、皆様。お忙しいのに大変でございますが。

長谷川委員 私が気になっていることが二つあります。一つは、今、林委員がおっしゃっていることかもしれませんけれども、数年やっていますと大体行政がお答えになることもわかるし、行政もこっちの言うこともわかる。お互いに大体わかるわけです。ですから、これ以上この委員をやっている方がいいのかな、かわった方がいいんじゃないかなという感じがします。

二つ目は指標の問題ではないでしょうか。それがある程度行政との間でうまく話が付いている問題とついていない問題がある。先ほど林委員が言った、指標が変わったけれども、全然目的とかとちょっとずれちゃって評価ができないというようなこともあるわけですね。ですから、やはりもう少し行政サイドと委員の方との話し合いとかをして、ある程度同じ土俵で指標などを決めていく必要があると思います。そうしないと、話が通じていないというか、やっぱりそれぞれの立場だけで話しているということがありますので、できるだけそういうことがないような形をとれる

ようなこの行政評価委員会をつくれれば、あとはかなりうまく進むかなと思いますけれども。

関田部会長 何か懇談会のような形でそれを詰めてみたらどうでしょうね。各部局の担当者の方は何年かでかわったりしますので、やっぱりちゃんと指標をつくっておかないとその都度こういうことをまたお願いしなきゃいけなくなってしまうので、事務局の方ではいかがでしょうか。懇談会をちょっと、指標体系に集中して議論をしていただく懇談会ですけれども。

小林 大変重要なご指摘だと思います。度々、部会長からのお話にありましたように、今年度新しいみやぎのビジョンをつくるというプロセスになっておりまして、来年度以降新しいビジョンに基づいて行政評価も行うことになるわけです。今まさに、ビジョンをどういう構成、どういう内容にするかということを検討している真っ最中ですので、そのことと、それから指標をどういうやり方でいくかということは県の各部全体にかかわる話でございますので、今この場で行政評価を担当する企画部として可否を下すのはなかなか難しいことでございますので、今のお話を聞いて内部で議論した上で部会にご連絡を申し上げて何らかの形で開催するというのであれば対応したいと思います。

関田部会長 指標がいいとか悪いとかという議論ではなくて、ないんですよ。だから、評価できないわけです。だから、評価できないのに第三者評価をやってくださいというこれはおかしい話であって、どういうものをつくるかどうかはまた議論の結果なんですけれども、とにかくそういうものをどうするかという議論を始めないと、いつまでもこれは評価できないです。自己評価もできないし、第三者評価もできない。最初のころは非常に膨大な評価体系で、モデルも十分なくて、宮城県の重要な評価のシステムでありましたから、評価指標についてあまり急がないというふうにしていたんですが、もう4年もたって評価指標ができていないというのはおかしいわけですよ。だから、それでまた新しいビジョンができるって、3年ごとにビジョンができてまた指標が変わるとかになると、これはいつまでも評価ができないわけですから、そんなには変わらないと思いますけれども、変わるはずはないと思いますが、しかし、やっぱり最初に評価の仕組みをしっかりとつくっておかない限りは評価ができませんので。

難しい面は当然ありますよ。例えば非常にコストがかかるとかいろんなことがあると思います。でも、それはそれで、これはこういうことだからやめようとか、これはこういうことだからやってみてはどうかというそういう議論がまだ十分できていないですね。だから、その辺の議論を懇談会か何かではいかがですかということで、何もやってくださいとかというところまでまだ全然っていないわけです。少なくとも評価指標がない。満足度という別の視点がありますけれども、それはある種指標とリンクしていかないとコントロールが難しいですね。満足度が悪いところ、政策・施策で見つけても、それをどうコントロールしていくかというところをやっていくときに、政策の管理指標があると非常にやりやすいんですけれども、それが十分ないと、ちょっとどこをターゲットにしていかがという難しい面もありますね。そういうことですので、いかがでしょうか。

小林 企画部長 お話しの趣旨は十分わかりますので、各部と協議した上で前向きに検討したいと
企画部長 思います。

関田部会長 どういう結果になるかは別にして、とにかくそれを詰めなきゃいけないというそ
ういう状況だと思いますね。今までは、3年間というのはテスト的というか試行的
な意味があったと思うんですけども、もう本格的に動いているわけですので、ぜ
ひ急いで対応していただければと思います。

そのほかに何かございますか。

それでは、これで答申案に関する議事を終了させていただきたいと思います。ど
うもありがとうございました。

次回の部会、11月の開催予定になっているんですけども、後で事務局の方か
ら皆様の日程を確認するということになっていきますので、よろしくお願いいたしま
す。また、本日ご欠席の委員の方には事務局から議事内容がお伝えされるというこ
とになっております。どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成18年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を終
了いたします。本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会 政策評価部会

議事録署名委員 水原克敏 印

議事録署名委員 長谷川信夫 印